

「今の市大の状況について」

(報告) 商学部昭和42年卒 商学部教授

松井道昭

1. 現在、市大で起きていること

大学改革論争たけなわである。わが市大に関していえば、昨年秋以来、大学再編をにらみ、学内各機関での、あるいは学外の諮問会議での改革論議に拍車がかかっている。様々な案が錯綜し、報道機関によるセンセーショナルな報道 - 「廃校も選択肢！」(『神奈川新聞』1月17日) - もあって混乱をきわめている。教員・職員・学生は皆、将来、どうなるのか？ の不安心理に苛まれているというのが現状である。不安の点では、ここに集まられた多くの卒業生の方々も同じだろうと思う。

何事にも予兆があるように、これにも前ぶれがあった。最近2年間に本学で生じた事件を列挙しておこう。留学生学費減免打ち切り、教員出勤簿押捺、非常勤講師削減、非常勤講師謝金カット、入試過誤問題処理の不手際、学会出張の研修扱い、後任人事の凍結、事務機構の改編と事務棟改築工事、事務局による評議会ボイコット、学外資金取得の妨害、学年暦編成への干渉、学費値上げ決定...

一連の出来事に共通する特徴は、事務局が抜き打ち的に通告し、即、実行のかたちをとるところにある。つまり、論議のゆとりもなく突然、トップダウン式に事が進められたのだ。したがって、関係者が事前に十分な情報を得ることもなかった。

そして、大学の独立法人化を睨む改革論議が本格化する。

学生はまったくお呼びではなく、職員・職員に対してもほとんどまったくといっていいほど情報提供がなされず、結果だけが知らされ、承認を迫られるのだ。

教員はどうか？ といえば、評議会、教授会などでいちおう大ざっぱな情報提供を受け、改革論議がテーブルに乗るものの、それがどのようなグランドデザインに基づくもので、自分らはいかなる責任権限のもとに何をなすのか、なしうるのかははっきりしないまま、“賽の河原”の小鬼の石積み作業よろしく、「作っては壊し」を繰り返してきた。

通常では、何か特別の改革を行うとき、学長のもとにおかれる諮問機関が改革案をまとめ、評議会教授会 学科に諮るという手順を経るのにたいし、今回は学長指名の少数教員と事務職員の混成チームから成る「戦略会議」(臨時機関)と、教授会から選出され評議会に責任をもつ「将来構想委員会」(常設機関)とが併置された。両者の関係を学則上ははっきりさせないまま、改革案作成作業において事実的に戦略会議が将来構想委員会を先導するかたちをとった。さらに、時間が切迫していることを口実に、両機関ともに実質的に少数の幹事会によって運営されたため、両機関の一般メンバ - 自身、論議の中身を十分知らないままに、いきなり決着論議に向かってしまうことになった。ましてや、ヒラ教員は何も知らないうちに、言うならば、総論抜きでいきなり各論論議をやらされたのだ。

9月からは「市立大学の今後のあり方懇談会」(以下、「あり方懇」と略す)が加わって、混乱はさらに大きくなっていく。これは後で述べる。

要するに、改革論議はおしなべて事務局主導(「あり方懇」と「戦略会議」の両方をコントロール)によるトップダウン式に進んだ。そして「戦略会議」が「将来構想委員会」を誘導する。そして、それを後押したのが、事務局によるブリーフィングに基づくと思われる不正確な新聞報道である。結局、「あり方懇」「戦略会議」「将来構想委員会」の中心につねに事務局が位置する。こういうことは今までも皆無というわけではないが、このように電撃的に、それでいて体系的に行われたのは初めてである。

私たちにあって黙過しえないことは、以下の4点に要約できる。

(1) 教育・研究の現場をあずかる者、事務・医療に直接かかわる者が不在のまま改革論議が進んでいること。

(2) とくに、この直接関係者を被告席に座らせ、市大事務局が堂々と原告席の一角に陣取って改革論議を誘導していることである。百歩譲って、大学行政に何らか手落ちあったと仮定したとき、事務局には責任がないのであろうか。

(3) さらに、「あり方懇」橋爪大三郎座長の発言を借りるかたちで、いままで営々として築かれてきた伝統ある横浜市大の過去の業績がおしなべて否定され、間接的に卒業生が冒瀆されていること。

(4) 先に結論ありきの論議であることは自明。「論点先取」が見え見えになっていること。市大の事業を真に問うというのではなく、はじめから市大の存立意義を否定ないし限定するために、論議の過程において第三者評価、財務分析など、あらゆる工夫が凝らされていること。

市政に責任をもつのは市民自身である。教員も職員も学生も皆市民であり、卒業生もいうならば市民の出身者（卒業生）である。教育現場をあずかる者の意見を聴かずして、どんな改革論議をしても、実行は不成功に終わるのである。学校というのは一般の会社と異なり、いつまでも母校を慕う多数の卒業生がおり、「金食い虫だから、畳んでしまえ！」でケリがつくものではない。

また、人材養成を事とする教育行政や文化行政は微妙な分野である。教育体系は百年を単位にして取り組まなければならないといわれる。実行の成否は一朝一夕にはわからないものである。

2. なぜこのような異常事態が起きたのか？

これを考えるには、以下の2つの要因を抜きにしては語れない。

横浜市財政の累積赤字への対応

国公立大学の独立行政法人化（以下、「独法化」と略す）に伴う再編

まず、第一の要因から入ろう。ひとこと言えば、新市長の誕生後に横浜市の事業に対する一斉見直し業務の一環として、市立大学もその射程内に取り込まれることになり、「市立大学の今後のあり方懇談会（あり方懇）」なる市長の諮問機関が発足した。

市長はあいさつのなかで、

「横浜市が大学を設置する意義があるのか、

大学の経営はどういう形態が適切なのか、

今後、どういう形で大学改革の方向を目指していくべきかについて、検討する必要がある」と述べた。つまり、“市大の存廃を含め改革案を策定するように”と諮問したところから、一気に火がついた。

市長は次のように述べる。（第1回「あり方懇」平成15年9月3日）

「こうした（少子化とともに、18才人口が大幅に進展する）中、国立大学では独立行政法人化に向けた準備が進められており、また私立大学では壮絶な生き残りをかけた対策を模索しているところであります。一方で、横浜市の財政状況については、歳入の中心を占める横浜市財政収入が景気低迷の影響を受け減少傾向にあり、非常に厳しい状況にあります。」

市長は民間の役割とは異なったかたちでの行政の役割を強調し、それを前提にしての市立大学の存在意義を質したわけである。行く手に大学民営化が待ち受けていることを予想させる。

本日、ここで論議していただきたいことは、市大の財務状況に関する「あり方懇」の財務分析の当否である。

思うに、今年75周年を迎える横浜市立大学の**歴史において廃校の危機を迎えたのは3度**ある。歴史を紐解くわけは、そこに、現下の市大が直面する廃校危機をどのように凌いだらよいかを示唆するところ大であるからだ。

3度の廃校危機のことがとくが横浜市の財政事情と関連している。**最初は、昭和18～19年の戦時中**、「軍医をつくれ」という軍部の至上命令により横浜医学専門学校を発足させる関係上、財政事情からY専（市大の前身、横浜商業専門学校）があわや**廃校の瀬戸際まで追い込まれた**。**2度目は昭和32～34年**、市は財政事情の悪化を理由に、交通局の合理化を皮切りに、市大の合理化（医学部の国立大移管、文理学部の縮小）を迫ってきた。このときも市大は懸命な努力の末、文理学部の学科縮小、教員削減をもって、大学本体は辛くも廃校を免れた。そして、**現下の危機が3度目**に当たる。

いずれのばあいも医学部・病院の設置、増設が市財政を圧迫し、これが大学そのものの存立を危うくする点で共通性がある。もうひとつの共通性は、大学側が「実学教育中心」を標榜することで窮地を切り抜けた点である。前2回の廃校危機時と、今回のばあいが著しく違うのは、**校長および学長を中心軸として大学首脳部が一丸となって防戦につとめたこと、教員がそれによく応え、学生を巻き込んで、抗議集会、座り込み、市役所への陳情を盛んに行った点**である。前2回の危機に直面したときの**校長（学長）は奇しくも同じ人物＝前田幸太郎氏**であった。彼は文部省、市役所に陳情のために日参。あまりの心労がたたったのか、前田学長は騒動が一段落してすぐに他界してしまう。

市大の危機の下地を構成するもうひとつの要素は、全国規模での「独法化」の動きである。これについては、先程の市長の「あり方懇」でのあいさつの中でも出てくる。市大もこの騒動に巻き込まれたのだ。「独法化」への対応はわが市大でも今回の騒動以前から、論議されてきたし、それなりの方向を定めつつあった。それが新市長の誕生とともに、廃校問題と重なってきたのである。「独法化」は、言葉だけが先行しているクライもあるのですが、ここで簡単に説明しておこう。

独法化とは、国および地方公共団体の特定事業所を独立法人として国（地方公共団体）の直接経営から切り離し、会計・採算など自己責任において処理させようとするものである。独立行政法人通則法

(1999年成立)によれば、独立法人は主務大臣の定める中期目標に応じて中期計画を作成し、業務を遂行する。また、会計原則として複式簿記などの企業会計的手法を導入し、原則として企業監査人の監査を受ける。法人の長は高度の知識・経験を有する者の中から公募を含めて任命する。

完全に独立か?というところ、そうでもない。これまでも長く国営ないし公営にされてきた経緯が示すように、図書館、学校など本来的に営利に馴染まない部署では一定の資金援助がなされ、そのぶんだけ、主務官庁による統制はつづくことになる。職員の身分も公務員のままのものもあれば、非公務員となるものもあるという具合である。横浜市大のように医学部をもち病院をもつところでは、大学を独法化するにあたり、医学部と病院が切り離される可能性もある。

国の「独法化」に示されるように、特徴は国の機関でも、応援団をもたない弱いところが真っ先に生け贄として差し出されているところに特徴がある。国立公文書館、大学入試センター、大蔵省印刷局などがその例。

さて、「独法化」は新しいものかというところ、そうでもない。年配の方々には記憶しておられると思われるが、これは本質的に**昭和46年の中教審答申(国大協をはじめ世論の集中砲火を浴びて頓挫)**と瓜二つである。同答申は**大学の種別化、教育・研究組織の分離、集中管理制、授業科目区分の廃止、自己点検・評価を核とする大学改革**をうたった。これは結局、世論の猛反対に遭って国立大学への適用は見合わせになったが、**を**を除く残り4指標は筑波大学において20数年前に先行的に実施された。

今回の改革案は、上記4つの要素に「独法化」を加えたものである。**大学の種別化と教育・研究組織の分離**はすでに、現在の**大学院重点化で結実**している。これの結果するところはきわめて重大である。周知のように、今後の大学は東大・京大など研究重点の大学(一流校)とそうでない大学(二流校)とに区分され、後者は徐々に(18才人口減少を理由に)切り捨ての運命を辿ることが予想される。

「独法化」の中身については「**国立大学法人法案**」に詳しくふれられている。これはインタ-ネットで見ることができる。公立大学の「独法化」に関する法案はまだ公表されていないが、中身はほぼこれと似通っているもの、あるいはそれ以上に設置者の意思を強く反映したものになるものと思われる。そこで、ここでは国立大学を法案を引き合いにだして論じることにはしたい。

その**第一は大学自治の骨抜き**である。今までは大学自治が建て前となっており、教員人事権と教学権が教授会がおかかれていたが、今後は経営と教学が分離され、大学経営に責任をもつ「**経営協議会**」と、教学権をもつ「**教育研究評議会**」となる。前者には学外者が多数入り、後者より優位にたつ。従来の教授会の人事権は「**教育研究評議会**」の管轄下におかれる。これは、学長と彼の指名する者、学部長・研究科長など少数者で構成される。教員人事に任期制が導入され、解雇・リストラがしやすくなる。

第二に、独法化は競争原理の導入により、効率化一辺倒に傾斜し、競争力強化に役立たない学部・学科・専攻の切り捨てるにつながる公算大である。それどころか、廃校も自由自在となる。設置者はこれまでの国ではなく、法人になる。国は大学に対して財政責任を負わず、私立大学並みの財政支援でよいことになる。中期計画が達成できなければ予算を削られるし、縮小・改編はもとより、いよいよ駄目となると廃校を命じることにもできる。無駄を省き、効率性をますという良い影響が出る反面、息のながい研究や基礎研究が疎かにされる可能性がある。教育面ではプラグマティズムが横行し、役に立つこと、即戦力の人材養成が中心となる。

第三に、独立採算となることから、学費値上げ必至である。先に文科省が発表した試算では18万6千円アップになる公算。これは国民から教育の機会均等を打ち破ることにつながる。わが市大は今年の受験生は増大した。いろいろな要因があると思われるが、もっとも大きなものはその学費の安さにあるようだ。安いからこそ、国公立大学で学ぶことのできた人たちに、門戸を閉じることになる。今後、学費は学部別になるということだが、学費の最も高い医学部に入るのは金持ち子弟のみとなるだろう。これは人材養成の面でも、医学の発展の面でも、医療行政の面でも問題が残る。

3. 市立大学の「地域貢献」について

「あり方懇」で頻繁に、というより中心的に取り扱われているテーマに市立大学の「**地域貢献**」がある。「**地域貢献**」を市大に即して考えると、横浜市民および横浜市ということになるだろうが、この「**地域貢献**」をどう考えるか、市大がそれを指標にして貢献しているか否かで、横浜市立大学の存立意義に直結する。これは重要なので、本日のシンポジウムでぜひ取りあげていただきたい。

論点は4つある。

(1) 大学に「**地域貢献**」を求める際の留意点

イ。「**国立大学は国民に貢献し、公立大学は地域住民に貢献し、私学は自分に貢献する**」?

ロ．文化・学術事業の評価は時間をおかねばわからないことが多い。これをどう考慮するか？

ハ．学術研究は人類一般に貢献する面がある。これを「地域貢献」査定で、どう考慮するか？

(2)「地域貢献」とはどのようなことを指すのか。

a．市民（子弟）が市大で学べるか？

b．市民が施設を利用できるか？

c．卒業生が横浜市内に就職するか？

d．研究成果が横浜市民に役立つか？

e．研究成果が市政に役立つか？

f．市外出身者が市に集まるか？

g．市大の存在自体が醸し出す知的・文化的雰囲気？

註、もし「地域貢献」を a～e に限定するとすれば、市民は他公立大学が付与する成果を享受するのは自粛しなければならなくなる。「地域貢献」はつねづね査定するものではなくて、関係者の努力目標と考えてはいけないのだろうか？

(3)「地域貢献」をどのようにして計るか？

(4)「地域貢献」をだれが測定するのか？ 設置者、地域住民、大学構成員、その他